

とっとりUD施設普及推進プログラム

- 福祉のまちづくり条例の改正施行に合わせて、令和4年から運用を開始
- 建築物のUD整備を計画、設計、整備、普及の4ステップで支援し、すべての人にとって使いやすいUD建築物の普及を促進

1

計画 とっとりUDアドバイザー派遣(令和4年10月開始)

- 利用者、専門家の各アドバイザーを登録・派遣し、建築物のUD整備を助言
利用者:高齢者、障がい者、子育て 専門家:建築士、介護士、保健師等

キッズルームの整備



2

設計 とっとりUD施設認証制度(令和4年10月開始)

- 福祉のまちづくり条例に適合し、更に施設(ハード)、運営・サービス(ソフト)の両面でUD整備に取り組む建築物を★・★★・★★★の3段階で認証
(整備例) ハード:各階に車いす使用者用トイレ ソフト:UDアドバイザーの意見反映

わかりやすい車椅子使用者用駐車場



3

整備 福祉のまちづくり推進事業補助金(令和4年10月拡充)

- 建築物のバリアフリー整備に市町村と協調して助成(補助率2/3)
- UD認証に必要な整備は、助成額を更に上乗せ
例)多目的トイレ:130万円(通常助成)+130万円(UD認証上乗せ)

コミュニケーションボード等の常備



4

普及 とっとりUDマップに掲載、PR(令和5年3月開始)

- 設備、子育て応援パスポート協賛店、高齢・障がい者が利用できる割引情報を提供
- 多言語に対応、ユニバーサルツーリズムに活用

1 計画 とっとりUDアドバイザー派遣制度について

制度概要

- 計画の段階から施設の整備及び運営・サービスについて、利用者目線で助言を行うUDアドバイザーを派遣し、施設のUD整備を支援
- アドバイザーには、2種類の区分を設定し、養成講習会を修了した者を県が登録し、施設の要望に応じて登録したアドバイザーを派遣(民間施設の派遣費用は県負担)

アドバイザーの区分

✓ 利用者アドバイザー

高齢者、障がい者(聴覚、視覚、肢体不自由、内部)、子育て経験者等

✓ 専門家アドバイザー

建築士、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歩行訓練士、保健師、医師、看護師、保育士等、子育て支援員等の資格を有する者等

効果

- 施設所有者等は、アドバイザーの助言により、利用者が使用するにあたって不便に感じている課題を認識
- 助言から得られた意見や改善方策を踏まえ、施設の整備及び運営・サービスに反映することで利用者の利便性を向上